

ごみの埋立場所にも限りあり

■処分場の約8割まで埋め立てが進んでいます

ごみは燃やしても全てがなくなることはなく灰が残ります。清掃センターで処理したごみの焼却灰の大部分は、大阪湾に埋立処分しています。約2,000万人が居住、生活する近畿2府4県の168市町村から発生する廃棄物が大阪湾に埋め立てられています。

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進などにより最終処分量は減っていますが、処分場の約8割まで埋め立てが進んでいます。

ごみの減量の理由の一つは、ごみを埋め立てる場所に限りがあるということです。

■分別して埋立ごみを減らそう

資源回収に出すべき紙類(古紙)や衣類が、燃やすごみに出されているケースがありました。集積所に出された燃やすごみは、そのまま焼却します。清掃センターで分別をしないため、家庭での分別が重要です。

分別をすることで、燃やすごみ、最終的に埋め立て処分されるごみを減らすことにつながります。

■資源回収の活用を

菓子箱などの雑がみや衣類は、「燃やすごみ」に出すのではなく、資源回収を活用してください。古紙・衣類の資源回収は、行政回収、集団回収があります(地域による)。スーパーマーケットやドラッグストアなどで回収ボックスを設置しているところもあるので、活用ください。